

守口市子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、守口市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(委員)

第2条 子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 教育関係団体の代表者
- (4) 医療関係団体の代表者
- (5) 事業主の代表者
- (6) 労働者の代表者
- (7) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表者
- (8) 市民
- (9) 関係行政機関の代表者
- (10) その他市長が適当と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くこ

とができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子育て会議は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(部会)

第5条 子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を子育て会議に報告する。

(庶務)

第6条 子育て会議の庶務は、児童福祉主管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。